



# 交通安全市民会議 ニュース



## 自動車の“ハイビーム”を活用しましょう！

みなさんは運転する時、どのような場合に前照灯を上向き(ハイビーム)にしていますか？普段はハイビームを使用することはほとんどない、という方が多いかもしれません。道路交通法でも、ハイビームは他のドライバーを眩しくさせるため、対向車と行き違うときや前走車がいるとき、また、交通量の多い市街地の道路などを通行するときには下向き(ロービーム)に切り替えるか減光させなくてはならない、とされています。(法第52条第2項)

しかし、街灯や車の少ない道を通るとき、ハイビームにすると歩行者などを、遠くから早期に発見することができ、交通事故を回避できる可能性が高くなります。



### 《ハイビームとロービームの見え方の比較》 (警察庁 HP より)

パイロンまでの距離 100m      パイロンまでの距離 60m

#### ハイビーム

確認できる距離  
100m



#### ロービーム

確認できる距離  
40m



ハイビームはロービームの  
2倍以上遠くから  
歩行者を早期に発見できます



### ハイビームの正式名称をご存じですか？

法令によると、ロービームの正式名称は「すれ違い用前照灯」といい、「対向車や前走車が存在する場合に使用すること」と記されています。一方でハイビームは「走行用前照灯」といい、ロービームのような限定された使用規定はなく、その名のとおり、通常の走行時に使用するライトとされています。

市街地では対向車や前走者が絶え間ないため、ロービームで走行するのが常となっている方も多いと思いますが、暗い郊外や主要道路から逸れた街灯の少ない道などでは、歩行者などを早期発見するため、積極的にライトの切り替えを行って事故防止に努めましょう！



「みてね!」  
《啓発動画》  
とまってくれてありがとう  
「ラリー編(ラリージャパンとコラボ)」

【発行】 豊田市交通安全市民会議事務局  
(豊田市役所交通安全防犯課内)  
Tel.0565-34-6633